

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年7月25日（金） 10：01～10：25

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

新藤義孝 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

谷垣禎一 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

下村博文 国務大臣（文部科学大臣）

田村憲久 国務大臣（厚生労働大臣）

林芳正 国務大臣（農林水産大臣）

茂木敏充 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）

石原伸晃 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

根本匠 国務大臣（復興大臣）

古屋圭司 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

山本一太 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

稲田朋美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 7件

○国会提出案件 2件

○公布（条約） 1件

○政令 5件

○人事 3件

○配布 5件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副大臣から御説明申し上げます。

○世耕内閣副大臣：一般案件等について、申し上げます。まず、「中心市街地活性化基本方針」の一部変更について、御決定をお願いいたします。本件は、中心市街地活性化法の改正により、新たに創設された経済効果が高い民間プロジェクトの認定要件や中心市街地活性化基本計画の認定要件の緩和などの制度・運用の見直しに伴い、所要の変更を行うものであります。

次に、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、稲田大臣から御発言がございます。

次に、「日・モザンビーク投資協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の通常国会で承認を得たものであります。併せて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び財務大臣から御発言があり、関連して、稲田大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「パプアニューギニア国」、「ソロモン国」及び「イスラエル国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦5件について、御決定をお願いいたします。復権及び刑の執行の免除を行うものであります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活必需物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置について、本年1月1日から6月30日までの間において、講じた措置はないことを、国会に報告するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、本年3月末までに年金記録の訂正のあっせんを行った事案について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、「薬事法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月25日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」は、同改正法の施行に伴い、医療機器、再生医療等製品等の製造販売業、製造業等に関し、薬事法施行令その他関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、労働者災害補償保険の障害補償年金等の額の算定の方法等を勘案し、本年8月以降の給付額を改定するものであります。

次に、「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」は、第4次地方分権一括法の施行に伴い、同法施行令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣がメキシコ国外4か国首脳会談等のため本日から8月4日まで、麻生副総理が30日から8月4日まで、谷垣法務大臣がクロアチア国及び英国政府要人との意見交換等のため明日から8月2日まで、岸田外務大臣がベトナム国政府要人との会談等のため31日から8月2日まで、森内閣府特命担当大臣がスウェーデン国及びフィンランド国政府要人との意見交換等のため27日から31日まで、甘利内閣府特命担当大臣がドイツ国外2か国政府要人との意見交換等のため30日から8月5日まで、それぞれ海外出張等されますので、御了解をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外4件について、御決定をお願いいたします。

次に、古橋九平外616名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「平成26年度内閣府年央試算」、「中長期の経済財政に関する試算」及び「経済財政白書」があります。本件につきましては、後程、甘利大臣から御発言があります。

次に、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「平成26年度普通交付税大綱」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言がございます。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、甘利大臣。

○甘利国務大臣：内閣府では、最近の経済財政動向等を踏まえ、今年度以降の経済財政の姿をお示しした「内閣府年央試算」及び「中長期の経済財政に関する試算」を作成しましたので、お手元に配布しております。

持続的な成長と財政健全化を実現するためには、民需主導の成長を本格化させることが極めて重要です。引き続き、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし、経済再生と財政健全化の好循環の実現に取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：平成27年度予算は、デフレを脱却し、民需主導で経済の好循環を拡大するとともに、アベノミクスの成果を地方に波及させる重要な予算である。

経済再生と財政健全化の両立を目指すメリハリのついた予算とするため、無駄を最大限縮減しつつ、予算の中身を大胆に重点化する必要がある。

各大臣におかれては、この「基本的な方針」に基づき、概算要求作成作業から予算編成過程を通じて、リーダーシップを発揮していただくようお願いしたい。

○菅国務大臣：次に，財務大臣。

○麻生国務大臣：「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」は，総理から御発言があったとおり，「中期財政計画」に沿って，民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すことを基本的な考え方としております。

閣僚各位におかれましては，行政事業レビューの結果の的確な反映などにより，聖域を設けることなく既存の予算を抜本的に見直すなど，要求・要望の段階からその内容を十分に吟味していただきたいと思っております。その上で，「新しい日本のための優先課題推進枠」の仕組みを活用し，安倍政権の優先課題の実現につながる要望を行っていただくよう，お願いいたします。なお，この「優先課題推進枠」の中には，先般の閣僚懇で総理から御指示のあった地方の創生と人口減少の克服に向けた取組も含まれることとなります。

概算要求提出期限は8月末日と致します。

財政投融资につきましては，税財源によらない財政対応の重要性を勘案し，民需主導の経済成長の達成に真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう，お願いいたします。また，引き続き，民業補完性，償還確実性等の検討により，対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思っております。

平成27年度税制改正要望につきましても，予算の概算要求と同様に，8月末日までの御提出をお願いいたします。

また，「経済財政運営と改革の基本方針2014」におきましては，法人税改革として，法人実効税率の引下げを，課税ベースの拡大等により恒久財源を確保して，行うこととされております。経済産業大臣をはじめ各大臣におかれましては，要望段階から，廃止・縮減を含めて租税特別措置をゼロベースで見直すなど，制度改正を通じた課税ベース拡大等に主体的に取り組んでいただくよう，御協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○菅国務大臣：次に，稲田大臣。

○稲田国務大臣：国家公務員の総人件費に関する基本方針，国の行政機関の機構・定員管理に関する方針等について申し上げます。

これらの方針は，本年4月に国家公務員法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ，縦割り行政の弊害を打破し，政府が一丸となって政策課題を解決していくため，府省の枠を超えた戦略的・機動的な人材配置を実現すべく，今般初めて策定するものであります。

国家公務員の総人件費に関する基本方針については，国家公務員の総人件費に関する基本的な考え方及び人件費に関連する各制度の中長期的な運用方針を定め，国の行政機関の機構・定員管理に関する方針については，国家公務員の総人件費に関する基本方針を踏まえ，国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を定めるものであります。

平成27年度概算要求に関連して申し上げます。機構，定員及び級別定数等に関

する要求については、これらの方針に併せ、別に内閣総理大臣が定める人件費予算の配分の方針に沿って、東日本大震災からの復興の加速化に適切に対応するとともに、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなど、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から4件御発言がございます。

○新藤国務大臣：平成27年度概算要求に関連し、独立行政法人等の要求の取扱い及び「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」について申し上げます。

まず、独立行政法人等の要求については、独立行政法人改革に伴う法人の統廃合などの措置に関して、昨年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、必要な要求を行うなど、適切に対応いただくとともに、法人の新設や業務の追加などの要求に当たっては、合理的再編成により対処するなど、行政の肥大化を来さないようお願いいたします。

次に、「国の行政の業務改革に関する取組方針」については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、各府省の業務改革の取組を推進するため、総務大臣が策定するものであり、本日付で各府省に通知することとしております。

各府省においては、この方針を踏まえて、行政のICT化・オープン化などの業務改革に積極的に取り組むとともに、機構・定員配置の見直しに適切に反映していただくようお願いいたします。

次に、概算要求基準の決定に当たり、政策評価制度を所管する立場から一言申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、現下の財政状況等を踏まえると、政府全体で更なる政策の見直し・重点化や予算の縮減・効率化が求められています。こうした要請に応えるべく、政府横断的に政策の進捗状況を把握できるようにするなど政策評価の機能強化に取り組んでいるところです。その上で、政策、予算の見直しの実を挙げていくためには、各府省が、厳格な評価を行うことは当然として、その結果を的確に政策へ反映させなければなりません。

各大臣におかれましては、この趣旨を是非御理解いただき、政策評価を活用した概算要求をしていただくよう、お願いいたします。

さらに、各大臣におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」に則り財政健全化に向けた取組を行う際には、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないよう御留意願います。

また、私から関係の大臣各位に、概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項について、文書により要請することといたしております。

具体的には、1点目は、東日本大震災の復旧・復興事業について、労務費・資材の高騰に配慮して適切に施工確保対策を講じることや、今年度末に設置期限を迎える各種基金を活用した事業について、被災団体の実情を踏まえ、引き続き適切に財政措置を講じること、

2点目は、社会保障制度改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行、介護保険制度の安定的な運営の確保、国民健康保険制度の抜本的な見直し等を行うこと、

3点目は、「海岸漂着物等の処理」、「地球温暖化対策」など、地方財政に影響を及ぼす施策について、所要の国費の確保等適切な措置を講じることなどであります。

各大臣におかれては、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の御努力をお願いいたします。

地方税に関する平成27年度税制改正要望についても、平成26年8月末日までの提出をお願いします。

各大臣におかれては、地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただくようお願いいたします。

また、法人税改革に向け、地方税においても、要望段階から、制度改正を通じた課税ベース拡大等に主体的に取り組んでいただくよう御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、稲田大臣。

○稲田国務大臣：行政事業レビューにつきましては、現在、各府省において、府省全体で約5,000の事業を点検する「サマーレビュー」を実施していただいております。これに向けて、先般、各府省において66事業を対象に公開の場での検証が実施されましたが、さらに、府省全体で約1,000の事業については外部有識者による点検も行われております。

各大臣におかれましては、これらの外部有識者からの指摘などを十分に踏まえることはもちろん、外部有識者の点検の対象外の事業についても自ら厳格な点検・見直しを行い、平成27年度予算の概算要求に的確に反映していただくようお願いいたします。

また、行政改革推進会議においては、概算要求後、各府省の点検の結果が的確に概算要求に反映されているか等について点検を行い、その結果が予算編成過程で活用されるよう取りまとめを行うこととしています。各大臣におかれては、こうした行政改革推進会議の取組に御協力いただくようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、甘利大臣。

○甘利国務大臣：年次経済財政報告について申し上げます。

本報告では、日本経済は消費税率引上げ後も引き続き緩やかな回復基調にあり、デフレ脱却へ向けて着実に進んでいると分析しております。同時に、景気回復に伴う人材不足等の供給制約や産業の比較優位の変化、すなわち生産財から資本財へと得意分野が移っている変化等への対応が課題として浮かび上がってきたことを明らかにしております。このため、需要面に加えて、供給面の取組を強化し、日本経済が持つ潜在力を引き出すことにより、その可能性を広げていくことが重要であると指摘しています。

本報告が我が国の経済と財政に対する認識を深め、今後の政策運営に貢献するこ

とを期待しています。また、本報告の取りまとめに当たり、関係閣僚の御協力を頂いたことに対し、御礼申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○新藤国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。

6月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ3.6%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ3.3%の上昇と、13か月連続の上昇となりました。食料とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ2.3%の上昇となりました。

7月の東京都区部速報値は、1年前に比べ2.8%の上昇となりました。

平成26年度の普通交付税の総額は、15兆8,700億円であり、前年度の額に比べて、1,700億円の減となっております。

これについて、本日、各地方公共団体に交付する普通交付税の額を決定いたしました。

平成26年度については、地域経済活性化に取り組む地方公共団体を支援するため、「地域の元気創造事業費」を設けております。本事業においては、行革努力や地域経済活性化の成果を反映し、頑張る地方を息長く支援することとしております。

また、東日本大震災の被災団体に対しては、引き続き算定上の特例措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮しております。

なお、都道府県にあっては東京都が、市町村にあっては54団体（前年度48団体）が不交付団体となっております。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理、谷垣大臣、岸田大臣、森大臣及び甘利大臣は、それぞれ海外出張等いたしますが、その不在中、古屋大臣を法務大臣の臨時代理に、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、新藤大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じ、山本大臣に消費者及び食品安全担当、少子化対策担当並びに男女共同参画担当大臣の事務代理を命じ、田村大臣に経済財政政策担当大臣の事務代理を命じます。

なお、私も、本日から8月4日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となり、麻生副総理が不在中は、菅内閣官房長官となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、私から燃料電池自動車の政府一般公用車への導入について、申し上げます。

燃料電池自動車は、省エネルギー性能、環境性能に優れた我が国が誇る次世代自動車のひとつです。その普及拡大は、省エネルギー、環境対策の観点から重要であるのみならず、日本再興戦略に掲げられている「水素社会の実現」に向けた取組を加速するものでもあります。

燃料電池自動車は、来年にかけて、世界に先駆けて我が国の市場に投入される予

定であることから、政府としても一般公用車に積極的に導入することで燃料電池自動車の普及拡大を後押しすることとしたいと思います。

平成26年7月18日に総理大臣が北九州市において、燃料電池自動車については、全府省庁で公用車に導入させる旨発言されたことも踏まえ、全府省庁の一般公用車に燃料電池自動車を導入することとし、次官連絡会議において、その徹底を図っていただきたいと思います。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○茂木国務大臣：燃料電池自動車は、燃料充填時間が約3分、1回の充填での航続距離が電気自動車の2倍と長いなどの優位性を持ち、走行時には水しか出さない、CO₂を排出しない有力な次世代自動車の一つと考えています。

私も、先週、名古屋を訪問した際、燃料電池自動車に試乗いたしました。まさに未来のクルマとしての可能性を実感いたしました。

来年は、燃料電池自動車の販売が開始される見込みであり、「燃料電池自動車元年」というべき年になります。

燃料電池自動車の普及拡大には、市場の立ち上がり期において、その性能や信頼性を広くアピールすることが重要であり、経済産業省としても、市場投入に合わせ、率先して公用車に導入していく予定です。燃料電池自動車の普及拡大に向けて、各省にも御協力いただき政府を挙げた取組を進めていくことが重要と考えています。

○菅国務大臣：次に、新藤大臣から2件御発言がございます。

○新藤国務大臣：新たなステージを迎えた地方分権改革においては個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進することとしており、本年から、地方に対する権限移譲・規制緩和に関する提案を募る「提案募集方式」を導入したところです。

本年の提案募集については、7月15日に募集期間が終了し、地方の熱心な取組の結果、126団体から953件という数多くの提案が寄せられました。

本日、内閣府から関係府省に対し、地方からの提案に関する意見の照会を行います。

関係閣僚におかれては、地方の熱意に応え、住民サービスの向上を図るため、提案の最大限の実現に向けてリーダーシップを発揮していただきますよう、お願いいたします。

行政機関等が保有する個人情報の適切な管理の徹底について申し上げます。

今般、民間企業において個人情報の大量流出事案が発生しました。この情報化社会にあって、大量の個人情報を保有する行政機関及び独立行政法人等において万一同様の事案が発生すれば、行政への信頼低下にもつながりかねない極めて重大な事態となります。

各行政機関及び独立行政法人等においては、今般発生したような事案の防止のため、保有個人情報へのアクセス管理、委託先における管理体制の確認等の事項を中心に、改めて、個人情報の適切な管理のために必要な措置の徹底を図っていただくよう、昨日、私から各行政機関の長に対して文書を発出いたしましたので、その趣

旨の徹底をお願いいたします。

また、おって、各行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の管理状況の点検及びその結果の報告を依頼する予定ですので、御協力をお願いいたします。

なお、総務省においては、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえた利活用及び保護の在り方等について調査・検討を行うため、「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を月末に立ち上げることをしております。各行政機関等における点検の結果は、同研究会にも報告し、必要な場合には更なる対策を検討していきたいと考えております

○菅国務大臣：なお、海外出張された山本大臣及び稲田大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようなので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成26年〕
〔7月25日〕（金）

◎一般案件

資料あり

○中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

〃 ○国家公務員の総人件費に関する基本方針（決定）（同上）

〃 ○国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（決定）（同上）

〃 ○投資の相互の自由化，促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について（決定）（外務省）

〃 ○平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（了解）（財務省）

資料なし

☆パプアニューギニア国及びソロモン国駐劔特命全権大使松本盛雄外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使岩崎廣治外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

〃 ☆恩赦について（決定）（内閣官房）

◎国会提出案件

資料あり

☆国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成26年1月1日から同年6月30日まで）について（決定）（消費者庁）

〃 ○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働・総務省）

◎ 公 布 （ 条 約 ）

資 料
な し

- ☆ 投資の相互の自由化，促進及び保護に関する日本
国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定
（決定）（外務省）

◎ 政 令

資 料
あ り

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の
額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女
教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を
改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定め
る政令（決定）（厚生労働・農林水産省）
- 〃 ○ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）
（厚生労働・財務・農林水産省）
- 〃 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政
令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令
（決定）（環境省）

◎ 人 事

資 料
な し

- ☆ 内閣総理大臣安倍晋三外 5 名の海外出張等につい
て（了解）
- 〃 ☆ 検事小笠原義泰外 7 9 名を判事兼簡易裁判所判事
等に任命し，判事兼簡易裁判所判事須田啓之の兼
官を免じ，判事兼簡易裁判所判事武宮英子を願に
依り免ずることについて（決定）

資 料
あ り

- ☆ 古橋九平外 6 1 6 名の叙位，叙勲又は紺綬褒章等
授与について（決定）

◎配 布

- ☆平成26年度の経済動向について (内閣府年央試算) (内閣府本府)
- ☆中長期の経済財政に関する試算 (同上)
- ☆平成26年度年次経済財政報告 (同上)
- ☆消費者物価指数 (総務省)
- ☆平成26年度普通交付税大綱 (同上)

[○署名あり ☆署名なし]